

# 京極町農業委員会総会議事録

(第15回令和3年11月25日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日 午後1時30分から2時10分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 ( 12 人)

- 1 番 中村明彦
- 2 番 粥川一也
- 3 番 酒井勇一
- 4 番 熊谷 聡
- 5 番 藤波秀博
- 6 番 横川順行
- 7 番 行天英宏
- 8 番 小山憲一
- 9 番 小柳光義
- 10番 清本勝彦
- 11番 船場 茂
- 12番 後藤耕藏

4. 欠席委員 ( 0 人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 総会諸報告について
- 第3 報告第2号 農地移動斡旋委員会の経過について
- 第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地史博

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

後藤会長

これより第15回京極町農業委員会総会を開会いたします。

2、3日前から雪が降ってきましたが、また暖かくなるようです。雪は消えても消えなくても良いけれど、汚くなるならこのまま冬でも良いかなと思ってます。今回も議案がありますので、皆さん方にご審議頂きたいと思います。宜しくお願いいたします。

事務局長

本日の出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、6番横川委員、7番行天委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

### 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第14回京極町農業委員会総会を、令和3年10月28日に京極町役場議員控室にて開催しております。

2、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、11月5日に船場委員、中村委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。

3、同じく、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、11月10日に小山委員、船場委員、事務局で確認しております。場所につきましては、北海道農業公社所有地です。

4、第3回後志地方農業委員会連合会役員会が、11月15日に共和町役場で開催され、後藤会長と私で出席しております。

5、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会（幹旋委員会）を、11月16日に京極町役場町民室にて開催しております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、藤波委員、後藤委員、事務局で対応しております。

6、同日、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、幹旋委員会終了後に藤波委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

7、同日、農地法第5条調査を、藤波委員、後藤委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動幹旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【農地移動幹旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動幹旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき幹旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和3年11月25日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。幹旋経過、別紙経過報告による。なお、議案書2ページの幹旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動幹旋委員会の経過について、1番を藤波委員より報告をお願いいたします。

藤波委員

【報告書朗読及び説明】

それでは、農地移動幹旋委員会の経過ということでご説明いたします。

幹旋年月日は、令和3年11月16日火曜日午後1時から。

開催場所は、京極町役場町民室で行っております。

当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏。相手方が、〇〇〇〇氏。

申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の田で〇〇㎡外〇筆。

合計〇筆で〇〇㎡。

斡旋の成否は、成立しております。  
斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。  
資金は、自己資金ということであります。  
以上です。

議 長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第5条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の内容について審議すると共に、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取を行うことについて議決を求める。令和3年11月25日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申請者について。貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借人、京極町字京極527番地、京極町。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況ともに畑。地籍、〇〇㎡。転用の目的は、公共堆雪場のための一時転用となります。

続いて番号2。申請者については、番号1と同じ。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地籍、〇〇㎡。転用の目的は、番号1と同じく公共堆雪場のための一時転用となります。

次に5条転用許可の内容について、議案書4ページからの審査表を基にご説明します。

今回の申請は、京極町が当該農地を冬期間除雪を行う際の堆雪場として使用するための一時転用となります。それぞれの場所の農地区分が異なるため、番号1、2に分けて審査を行っております。

はじめに番号1について、申請地は、公民館下の町道松川線沿いにある、〇〇〇〇氏宅東側にある農地となります。ここの農地区分についてですが、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされていない農地であり、上下水道が埋設された道路沿いで500メートル以内に公民館などの社会教育施設が存在していることから、市街地化が見込まれる区域内にある第3種農地と判断しました。第3種農地の転用については、原則許可できるとされており、申請理由にも特段

の問題はないものと考えます。また、この事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できる3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

なお、番号1については第3種農地であることから、北海道農業会議への意見聴取は不要となります。

続いて番号2について、申請地は番号1と同じく、公民館下の町道松川線沿いにある、〇〇〇〇氏宅東側農地の一部になります。ここの農地区分については、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用区域内農地となります。当該地は町道が直角にカーブする突き当たり位置にあり、地形上北側と西側から除雪トラックにより押し込まれる雪が集積する箇所であり、道路敷地の余裕が殆どないため、農地内に雪を堆積させる必要性については合理性があるものと判断しております。更に、申請地は町道隣接地で堆積された雪を搬出しやすい箇所であることから、農地への現状回復が容易であり、農業振興地域整備計画の達成にも支障はないものと考えます。また、この事業計画には番号1と同じく実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できる3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

続けて、番号2については北海道農業会議との申し合わせ決議に基づき、意見聴取が必要となる事案に該当することから、本総会において同会議へ意見聴取を行うことについてお諮りするものです。

なお、本議案において許可相当であることが決定され、北海道農業会議からの回答が同じく許可相当と判断された場合は、会長専決により許可書を交付する取扱いとします。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番、2番を藤波委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

藤波委員

**【報告書朗読及び説明】**

それでは報告いたします。番号1番、2番について、11月16日に私と後藤会長と熊谷委員の3人で調査しました。番号1は第3種農地の一時転用ということで、また春には畑に戻すということなので、問題はないと思います。番号2は農用地の区域内となりますが、事務局が説明したように一時転用の許可要件を満たしていると判断できますので、許可相当とすることに問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

はい、酒井委員どうぞ。

酒井委員      このように3か月雪を堆積して排雪をする場合は転用許可を取らなければならないのでしょうか。

事務局長      今まで町は契約をせずに利用させていただいていたということが実情ということでもあります。今後は町内の堆雪場として押さえている箇所について、建設課において契約を結んだ上で使用していくということです。その中で、この2か所については農地を利用させていただいているということでしたので、農地については3か月の期間でも契約に当たっては5条一時転用の許可を得る必要があるということになりますので、今回一時転用の許可申請を出してもらいお諮りしたということです。

酒井委員      この他にも堆雪場をしている場所があると思うが。

事務局長      町のほうで堆雪場として押さえているのは、今回の場所以外は宅地や原野であると確認しています。また、今後において除雪の際に農地に堆雪することは極力避けるよう注意していただきたいと建設課に話をしております。

議 長      他に発言ございますか。

(質問、意見なし)

議 長      よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長      全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。小山委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

それでは、小山委員は退席をお願いいたします。

(小山委員退席)

議 長      事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長      【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書18ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和3年11月25日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案4件となっており、所有権移転の計画が1件、新規の利用権設定の計画が1件、利用権の再設定の計画が2件です。はじめに、番号1番と2番について説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和3年11月26日。終期、令和8年11月25日。期日、令和3年11月26日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和3年11月26日。終期、令和8年11月25日。期日、令和3年11月26日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号〇番と〇番について、議案書15ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書18ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号の番号1番、2番につきましては、以上となります

議 長

ただいまの説明に関連して、1番、2番を船場委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

船場委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番、2番について、議案書15ページの調査書のとおり、11月2日に調査しました。賃貸借契約を前回と同じ条件で更新するものであり、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見の

ある方の発言を求めます。ございませんか。

藤波委員 売買の話で進めなかったのか。

船場委員 今回はまだ出ていません。

事務局長 2番の農地は家の周りに耕作できない部分が残っております。ここは分筆済みで、今回契約されていない所は荒廃しつつあり耕作も難しい場所ですので、今後非農地となる事が見込まれる状況にあります。その後に非農地部分の地目が変更できたら併せて売買を進めたいという考えであると聞いております。

議 長 他に発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

(小山委員着席)

議 長 番号3番、4番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 **【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

続いて、番号3番、4番について説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。

番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。札幌市中央区北5条西6丁目1-23、公益財団法人北海道農業公社。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆、合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和3年11月26日。終期、令和13年9月23日。期日、令和3年11月26日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、農地売買等支援事業のため。

番号4。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。伊達市〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿は田、現況は畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。利用権の期間。移転の

時期、令和3年11月26日。対価の支払期限、令和3年12月30日。土地の引渡日、令和3年11月26日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、農地を売買するため。

番号3番については、これまでの総会においてお諮りしております農地保有合理化事業に基づく賃貸借となります。議案書16ページの調査書にあるとおり、農地売買等支援事業実施要綱及び農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4番については、議案書17ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、議案書18ページと19ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第2号の番号3番、4番につきましては、以上となります

議長 ただいまの説明に関連して、3番を小山委員より、4番を藤波委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

小山委員 【報告書朗読及び説明】

番号3番について、議案書16ページの調査書のとおり、11月10日に調査しました。森さんの農地保有合理化事業に基づく一連の賃貸借であり、問題はないと思います。この後10年間の賃貸借が終わった後に農地の買入れとなります  
以上です。

議長 続いて、藤波委員お願いします。

藤波委員 【報告書朗読及び説明】

番号4番について、議案書17ページの調査書のとおり、11月16日に調査しました。先ほど報告したとおり、隣接地を耕作している認定農業者に農地を売買するもので、問題はないと思います。  
以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番、4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

議 長

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第15回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 12月23日（木）10時00分